

認知症カフェが開かれます

先月の広報でも案内しましたが、町内に、認知症の人やその家族がゆったり過ごしたり、必要な情報を集めたりすることを目的に認知症カフェが開かれることになりました。関心のある人はぜひ参加してください。

カフェ名◆「海田町オレンジライン」
開所日◆7月2日(日)13時30分～
場 所◆ウエカド（南本町4-10-2）



職場や地域で認知症サポーターの輪を広げませんか？

海田町では、認知症を理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援・応援する「認知症サポーター」養成講座を地域や職場で開催しています。開催の希望などあれば長寿保険課まで問い合わせてください。

内 容◆認知症を理解するには？
 認知症の人への対応とは？ など
講 師◆長寿保険課職員など、認知症サポーターキャラバンメイト
費 用◆無料
 ※参加者には「オレンジ・リング」をお渡しします。



地域密着型サービス事業所のご紹介

介護保険サービスの中に「地域密着型サービス」があります。このサービスを行う町内の事業所は町内在住の人のみが利用でき、利用者は住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスを受けられます。

サービス種別	事業所名	住 所	電 話
地域密着型通所介護	げんきサポート	新町21番10号	821-5616
認知症対応型通所介護	ニチイケアセンター広島海田	蟹原2丁目4番48号	821-3381
	デイサービスあいあいほのか	国信2丁目1番33号	821-3535
小規模多機能居宅介護	小規模多機能型居宅介護海田じらく房	蟹原2丁目6-2	847-5637
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	ニチイケアセンター広島海田	蟹原2丁目4番48号	821-3381
	安芸ひまわり	日の出町2番9号	821-2525
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム花みずき	大立町6番4号	821-0201

介護保険施設などの食費・居住費の軽減申請について

介護保険で施設入所もしくは短期入所を利用されている、非課税世帯で一定の要件を満たす人は、食費と居住費が軽減されます。現在、軽減を受けている人は更

新申請のお知らせを確認してください。今後、軽減を受けることを検討している人は、長寿保険課（役場1階）まで問い合わせてください。



介護保険負担割合証を送付します

新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。現在、持っている負担割合証の有効期限は、7月31日となっています。8月

1日以降に介護（予防）サービスを利用する場合には、新しい負担割合証を提示してください。古い負担割合証は自分で廃棄す

るか、長寿保険課（役場1階）に返却してください。詳細については、長寿保険課まで問い合わせてください。

後期高齢者医療制度に加入する、町民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口に提示することにより、窓口負担が軽くなります。

申請が必要な人◆平成29年度の町民税が非課税世帯の人で、これまで「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていない人

※現在、減額認定証の交付を受けている人で平成29年度も町民税非課税世帯の人は申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて送付します。

申請に必要なもの◆後期高齢者医療被保険者証、認印

【窓口負担限度額など】

●自己負担限度額

区 分		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)
町 村 民 税 課 税 世 帯	現役並み所得者（※1）	57,600円	80,100円＋1％ (44,400円)（※3）
	一般（※2）	14,000円 (年14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)（※3）
町 村 民 税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- ※1 被保険者証の自己負担割合が3割の人
- ※2 町村民税課税世帯で、保険証の負担割合が1割の人
- ※3 「＋1％」は医療費総額（10割）が267,000円を超えた場合、超過額の1％を加算（ ）内の金額は、多数該当（療養を受けた月以前の12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当）の場合

●入院時の食費・居住費

区 分		一般病床入院時	療養病床入院時（※2）	
		1食当たりの 食費	1食当たりの 食費	1日当たりの居住費
町村民税課税世帯		360円（※1）	460円（※3）	320円
町 村 民 税 非 課 税 世 帯	低所得者Ⅱ	210円	210円	320円
	長期入院該当者	160円	210円	320円
	低所得者Ⅰ	100円	130円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- ※1 指定難病患者は260円になります。平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院しており、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（同日内に転院する場合を含む）する人は、260円になります。
- ※2 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床（病棟）のことです。医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。療養病床でも、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な人や難病の人など）は、一般病床入院時の食費が適用されます。居住費は、平成29年10月から200円、平成30年4月から370円となります。
- ※3 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外の場合は、420円となります。

新しい被保険者証を送付します

新しい後期高齢者医療被保険者証（紫色）を7月下旬に送付します。現在、持っている被保険者証（橙色）の有効期限は、7月31日となっています。8月1日以降に病院に行く時には、新しい被保険者証を提示してください。

古い被保険者証は自分で廃棄するか、長寿保険課（役場1階）に返却してください。8月に入っても被保険者証が届かない場合は、長寿保険課まで問い合わせてください。

後期高齢者医療制度
 外来および入院時の一部負担金・食事代の
 標準負担額の減額認定の申請について
 長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627